

後期高齢者医療制度からのお知らせ ②

● 12月2日に後期高齢者医療被保険者証が廃止されます

現行の保険証は12月2日をもって廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用する仕組み（マイナ保険証）に移行します。ただし、12月1日までに発行された保険証については最長で1年間、保険証に記載された有効期限まで使用できる経過措置が設けられています。12月2日以降は、紙の被保険者証の新規発行が廃止されますので、**マイナンバーカードの取得と被保険者証の利用登録（マイナ保険証）をお願いします。**



● 保険料の通知書を送付します

令和6年度の保険料額決定通知書を**7月中旬**にお送りします。
保険料は、一人ひとりに等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

【令和6・7年度保険料】

保険料（年額） 【限度額】 令和6年度 73万円※1 令和7年度 80万円	=	均等割額 51,930円 ※世帯の所得に応じて 軽減措置があります。	+	所得割額 (総所得金額等－43万円【基礎控除額】) × 所得割率 10.16% ※2
--	---	---	---	---

※1 令和6年度に新たに75歳に到達する方は、限度額80万円です。

※2 旧ただし書き所得58万円以下の方は、令和6年度に限り所得割率9.42%です。

● 世帯（世帯主と被保険者）の所得に応じ、均等割額の7割、5割、2割が軽減される場合があります。

● 後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方（国民健康保険・国民健康保険組合は除く）は、所得割額の負担はなく、加入から2年を経過する月まで均等割額が5割軽減されます。ただし、世帯（世帯主と被保険者）の所得が低い方は、所得に応じた均等割額の軽減が受けられます。

● 納付方法は、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書または口座振替で納める「普通徴収」の2通りがあります。前年度と納付方法が変更になっている方もいますので通知書を必ずご確認ください。

※ 詳しくは、被保険者証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。



■ お問い合わせ

弓削 住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

後期高齢者医療制度からのお知らせ ①

● 被保険者証が新しくなります

現在お持ちの保険証（**薄桃色**）は、
令和6年7月31日まで使用できます。

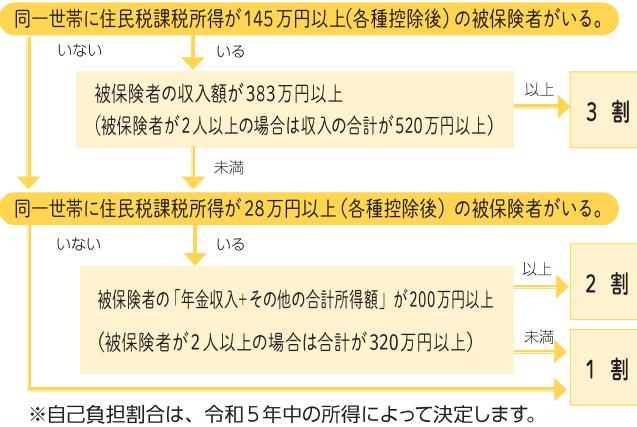
対象者は

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳以上で一定の障がいがある方
(本人の申請に基づき、愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)

令和6年8月1日からは、
新しい保険証（青色）に変わります。



【自己負担割合の判定フロー】



【交付の時期】 新しい被保険者証は**7月中旬ごろに郵送**します。令和6年8月になっても届かない場合はお問い合わせください。

● 限度額適用認定証

「限度額適用認定証」の**有効期限**は令和6年7月31日です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、新しい被保険者証と一緒に郵送します。現在保有していない方で、新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 要件
- ① 保険料の滞納がない
 - ② 令和6年度の住民税課税所得(※1)が145万円以上690万円未満
 - ③ 世帯主と世帯内の被保険者に所得の未申告者がいない

(※1) 世帯主かつ世帯内に19歳未満の方がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証(世帯全員非課税者対象)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の**有効期限**は令和6年7月31日です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、新しい被保険者証と一緒に郵送します。現在保有していない方で、新規に交付が必要な場合は、お問い合わせください。

- 要件
- ① 保険料の滞納がない
 - ② 令和6年度の住民税が非課税の世帯
 - ③ 世帯内に所得の未申告者がいない(18歳以下を除く)

※上記の要件に該当し、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方で令和6年8月以降も該当することが確認できた方については、長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証をお送りします。長期入院該当の限度額適用・標準負担額減額認定証が届いていない方で、令和6年8月以降も必要な方は申請が必要になりますのでお問い合わせください。